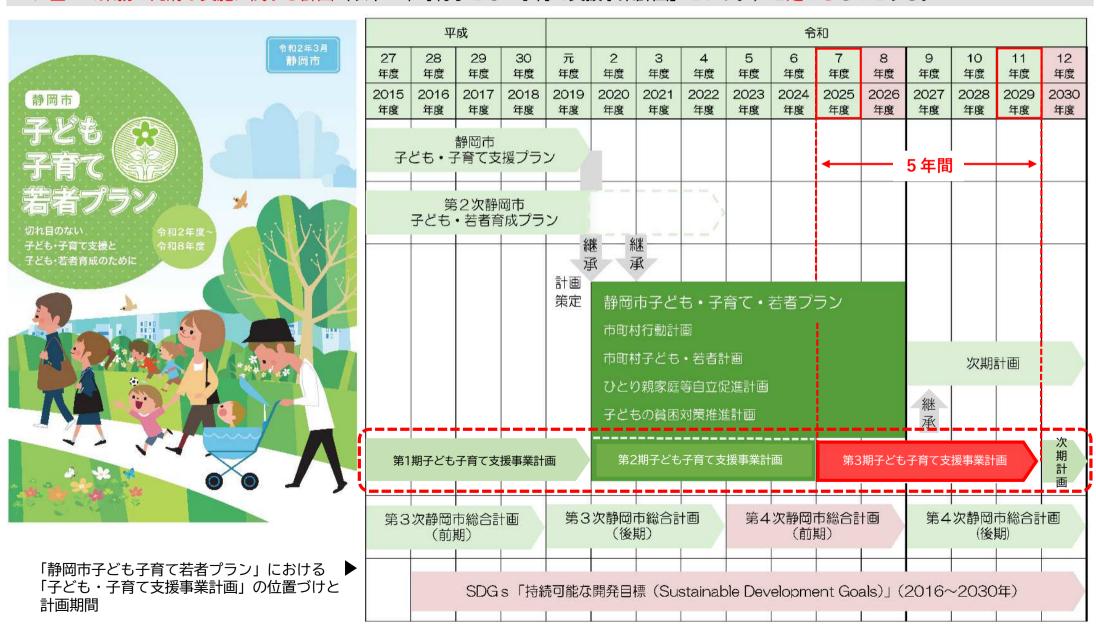
# 第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画 (R7年度~R11年度)の策定について

【子ども未来課 子ども政策係】

## ■ 子ども・子育て支援事業計画について ①

子ども・子育て支援法

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律 に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



## ■ 子ども・子育て支援事業計画について ②

## 子ども・子育て支援法 第61条

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - ◎ 教育・保育提供区域の設定
  - ◎ 区域ごとの「教育・保育」の量の見込みの算出と確保方策
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ◎ 区域ごとの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
  - ◎ 事業の円滑な利用のための取組や推進体制の確保

目次	★地2年3月 砂河市
第1章 静岡中子ども・子育で・若者ブランについて	A),
第3節 計画の財 <b>を</b> 第4節 計画の対象	V
第2章 静岡市の子ども・子育で・若者を取り巻く現状と 第1節 子どもと若者の状況 第2節 調査紀录等からみた現状 第3節 前ブランの検証 第4節 現状の課題	
第3章 計画の基本的な考え方	58
第1節 基本理念	58
第2節 基本目標・施策目標	60
第3節 辞岡市民の役割	
第4節	62
第4章 施策の展門	
基本中標1 すべての子ども・若者の成長を支援するまらの実現【子ども・若者支援】	
成果指 <b>拉</b>	
第5章 静岡市子どもの貧困対策推進計画	
第1節 調査結果から見えた課題・前プランの検証	
第2節	
第4節 成果指標	
第6章 静岡市子ども・子育て支援事業計画 第1節 提供区域の設定	
第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
第4節 幼児期の教育・保育や地域子とも・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組	161
第7章 ブランの推進	162
参考資料	163

# ■ 子ども・子育て支援事業計画について ③

### 静岡市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育で支援事業ごとに、各提供区域における利用状況や 平成30年度(2018年度)に実施したニーズ調査による利用希望等を基に量の見込みを定めま す。そして、それに対して必要となる供給量を確保していきます。

また、供給量の確保とあわせて、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な 利用と質の向上のため、外国につながる幼児への支援・配慮と幼児斯の教育・保育等の質の確保 及び向上について取り組みます。

#### 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保 一等

◆提供区域◆

幼児期

教育

### 教育・保育提供区域の設定

			14区域			
①静岡中央	②静岡北	<b>②静岡城北</b>	④静岡東	の静岡西北	⑥静岡山間	⑦静岡東南
多静岡西南	9静尚長田	60清水羽衣	沙清水有度	他清水庵原	(多清水山間	他由比蒲原

#### ◆静岡市全体の量の見込み◆

#### 量の見込みの算出

子育て支援事業

(13事業)

	量の見込み(単位:人)							
認定区分	<b>令和2年度</b> (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)			
1号 (3歳~)	6,553	5,984	5,345	4.833	4,370			
6 T 7 C T	8.492	8,643	8,634	8,734	8,892			
2号(3歳~)	(1.219)	(1,240)	(1,239)	(1.255)	(1.276)			
25 72.65	1.858	1,851	1,849	1,850	1,854			
3号(0歳)	(41,1%)	(41.8%)	(42,4%)	(42,9%)	(43,4%)			
3号(1・2歳)	4,866	4,830	4,916	4,932	4,962			
	(54,8%)	(56,3%)	(56,5%)	(57,4%)	(58.1%)			
合計	21,769	21.308	20.744	20,349	20,078			

※認定区分2号の各年度の() 内は、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者の数。

※認定区分3号の各年度の() 内は、満3歳未満の子どもの数に占める、認定さども風、保育所等の利用定員数の割合

#### ◆静岡市全体の確保方策の概要◆

#### 確保方策の内容

確保方策の内容	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	<b>市和6年度</b> (2024年度)	송황
既存保育施設の定員増	17か所	1か所	0か所	0か所	Oか所	18か所
幼稚園の認定こども園移行	2か所	2か所	0か所	0か所	Oか所	4か所
認定こども固等の新設	1か所	0か所	〇か所	0か所	0か所	1か所
小規模保育事業等の新設	10か所	Oか所	〇か所	〇か所	Oか所	10か所

#### 現「静岡市子ども・子育て支援事業計画」

#### 地域子ども・子育て支援事業の量の目はみと確保方等

◆静岡市全体の量の見込み及び確保

#### 量の見込みの算出と確保方策の内容

事業名		提供区域	令和6年度 (2024年度)		
			量の見込み 確保量 (年度末)		確保方策の概要
	保育コ <b>ーディ</b> ネーター	 Jetaje	18か所	3か所	号き続き、現行の体制を維持。
(1)利用者支援事業	子ども未来 サポーター			12か所	引き続き、現行の休制を維持。
	子育て世代包括 支援センター			3ಸ್ಕ	引き続き、現行の体制を維持。
(2) 時間外保育事業 (延長保育)		14区域	6,063人	6.063人	引き続き、教育・保育の体制のC で対応。
<ul><li>(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</li></ul>	ŧ	1/区域	6,785人	6,785人 235軍	新たに35本を整備。
放課後子ども教室		=1	-	86校	駅だに10枚で実施。
放課後児童クラブと放課 の一体的実施	後子ども教室	_	_	71校	放映後児童クラブのある全て( 小学校区において一体的に実施
(4)		1 区域	252人日 3か所	3か所 (252人日)	5 8続き、現行の体制を維持。
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		3l⊻tø	4,423人	4.423人	引き続き、現行の体制を維持。
(6) 莨育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業		3区域	23世帯	23世帯 (訪問員20人)	らき続き、現行の体制を維持。
(7) 均域子育で支援拠点事業 (子育で支援センター)		3⊵t≋	254,550人回 21か所	21 <i>්</i> )ෆ්	5 き続き、現行の体制を維持。
(8) 一時預かり事業	<b> </b>		172.061人日	172.061人日	引き続き、教育・保育の体制の! で対応。
(0) 一时损小り争求	その他利用	14区域	40.509人日	66.400人日	引き続き、現行の体制を維持。
(9)病児保育事業、子育て援	施設型	3区域		2,500人日 3か所	引き続き、現行の体制を維持。
助活動支援事業〔病児・ 緊急对応強化事業〕	緊急サポート	1 区域	7,790人日	256会員	新たにまかせて会員を50人指す すために周知鎖化。
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サボート・センター事業)		1 ⊠işi	12,541人日	15.470人口 新たにまかせて会員(とっち) 15.470人口 員名の)を100人増やすため 1.190会員 知強化。	
(11) 妊婦健診		1 区域	4,407人 52.795人□		3 き続き、現行の休制を維持。
(12) 宍黄徴収に伴う補足給付事業		1区域	924人	924人	申請のあった対象者全員に補助
(13) 多様な主体の参入	巡回支援	V.24V.1U.F	0E	00	すべての新刺参入事業者に対し  保護・動言を行う。
促進事業	特別教育・ 保育経費	1区域	2人		対象となる施設に補助。

※1区域=市全体、3区域=行政区、14区域=教育・保育事業と同様

## ■ 子ども・子育て支援事業計画について ④

### 子ども・子育て支援法 第61条

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの 保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の 事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の 事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を 作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉 計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する 基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による 計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければ ならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十 二条第一項の<mark>審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見</mark>を、その他の 場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければな らない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、<mark>都道府</mark> 県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を<mark>都道府県知事に提出</mark>しなければならない。

#### 対応

- ◎ 教育・保育提供区域における 子どもの数の将来推計
- ◎ ニーズ調査の実施【R5実施】



- 静岡市地域福祉基本計画、 静岡市教育振興基本計画、 静岡市健康長寿のまちづくり計画、 静岡市障がい者共生のまちづくり 計画等、関連計画との整合
- ◎ 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会における意見 聴取と計画への反映
- ◎ 市民参画手続(パブリックコメントの実施)の実施と計画への反映

◎ 県との協議・県への提出 (県こども未来課)

# ■ 子ども・子育て支援事業計画について ⑤

# 第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画 構成案

【 第1章 】 静岡市子ども・子育て支援事業計画について	<ol> <li>1 策定の背景と目的</li> <li>2 計画の位置づけ</li> <li>3 計画の期間</li> <li>4 計画の対象</li> </ol>
【 第2章 】 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	1 子どもの状況         2 調査結果等から見た現状       ※ 子ども・子育て 支援事業計画に 関連する現状と 課題を整理         4 現状の課題
【 第3章 】 教育・保育の量の見込みと確保方策	<ul> <li>1 提供区域の設定</li> <li>2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策</li> <li>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</li> <li>4 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組</li> </ul>
【 第4章 】 事業の円滑な利用のための取組や推進体制の確保	事業の円滑な利用のための取組や推進体制の確保

# ■ 計画策定に向けた年間スケジュール案

